

花 木 生 産 費 論

——評価についての一考察——

上 村 恵 一

1 は し が き

近年、都市の膨脹は、近郊の旧花木産地を変貌、衰退させ、また、都市産業の地方進出に伴う地域開発は、山間、山脚地にある低生産農地、樹園地および農用林(花木生産地の立地適地)を、工業団地や住宅団地、さらにはゴルフ場等のレジャー・観光用地に変えていっている。これがため、何れの場合も、土地は法外な価格に吊り上げられて売買され、農業経営の維持を困難にしている。

ここで、土地の評価についてはさておき、その地上物権である「樹木・作物」が正当に評価されて売買されているであろうか。ねらいが、土地取得にあって需要が集中している場合には、地上物権の評価等は問題とされないであろうが、評価するとすれば、成木果樹園については、年々の収益に基づく収益・資本還元評価によるか、樹体資産それ自体の育成原価によるであろう。ところが、ここでとりあげる花木については、移植可能な苗木類については、移植・輸送等に要する費用のみが、買収補償の対象となるのみであるし、枝物の生産を行っている母樹については、成園果樹と同様の評価法による。

けれども、補償を問題とすべき開発の用地取得のばあい、それが公共的目的からする「土地収用」のばあいと、民間デベロッパー等による商業ベースでの売買および補償では、土地評価額に差異を生ずるが¹⁾、植物資産の評価も同様である。

さて、ここで、花木の生産費を論究しようというには、二つのねらいがある。一つは、前述の土地収用なり、土地売買に際して起る地上物権としての花木の評価額を算定する基礎として、花木の成園としての経済的性格(成園費形成の過程)を明らかにすること、いま一つは、花木として売買される生産物の価格評価についての算定基礎(成園費を費用項目とする生産費)を明らかにしようとするものがあるが、市場価格形成については、輸送費や輸送材料費その他花木特有の費用項目にも若干ふれようとする。というのは、花木の販売形態が種々であり、また、花木なる生産物の形態も多岐にわたっていて、たとえば、骨董品のように「値があって、ない」ような商品、すなわち一部の庭園樹や盆栽迄も含まれる。また、花木が、花卉類の仲間として(以前は花卉類に含まれて)生花市場で売買されるものや、特定の植木市場でせり売買される

ものがあるけれども、生産者の一方的表示価格で、通信販買、圃場販売、店頭販売（縁日等への出店販売も含み）から、造園施工との抱き合せ販売されるものもある。それは、前者が生花に類する「切り枝」であるに対して後者が、中間生産物（苗木類・中木類）的商品であって、取り引きが成立しなくとも、生産者はさらに栽培育成して増価見込みがある根物類という経済的性格を持っているからである。これらの花木についての生産費計算は、その価格決定をする際に役立ち、今後「産地銘柄や老舗の農園」としての品種・銘柄の信用も重要であるが、大量生産、規格生産を行うことで、価格競争において優位を占めることになる。

なお、副次的なねらいとして、ひとことで花木というけれど、経済計算上花木を分類して生産費計算をすることにより「花木」なるものを明確化しようとする。もちろん、技術的には、それが、花卉園芸の分野や、造園樹木として林業の分野で、また造園施工として建設業の一部で取り扱われるとしても、経済計算上、統一的に取り扱おうとするもので、多くの誤りをおかしていよう。それらについては、今後の検討で正していきたい。なお、本稿に関する調査にあたって、資料その他便宜を与えられた細河園芸組合（池田市）、山添村北野植木生産組合、平群村花卉園芸組合（奈良県）、引佐町農協（静岡県）および静岡農試西遠分場の方々に、深甚なる謝意を表したい。

1) Murray, W. G.: Farm Appraisal, p. 8~13 3rd, ed. 1954

2 問題への接近

花木の需要は、近年急激に伸びて来ている。それは、家庭の床の間に活けられるものから庭を飾るもの、はては、工場等の環境整備から街路樹迄、きわめて広範に亘るゆえに一そう需要の増大が感ぜられる。花木のうち、芽、葉、花などを観賞する「枝物」と云われる木の切り枝は、花卉類と共に生花市場で、束にして取り引きされるものであるが、最近の団地生活などの潤いとして、活け花用（けいこ花を含め）に、家庭消費が増大している²⁾。また「鉢物」「根もの」、すなわち窓際の盆栽や庭園・玄関脇の植え込み用のものも増えている。ここでは、鉢物のうち、観葉植物を除くこととするが、前掲・東京都農試の資料では、切枝と切花とは一緒に扱われ、苗木、植木、花木、盆栽類等、根もの類一切を、その他に一括されているので、分けて消費動向をみることは出来ない。家庭消費の他に、植木類や庭園樹に至ると、宅地や工場の団地造成に伴う環境整備や、道路開発に伴う分離帯樹や街路樹、緑化樹木としての需要もまた急激に増大している。

これらの需要増大に支えられて、従来の産地の外に、新興産地が簇出してきた。また、農業構造改善事業においても、花木が基幹作物として認められ、その生産施設、流通施設および基盤整備事業が多くなり、協業による生産体制も整ってきた。とは云え、その作付面積は、果樹の約100分の1（昭和45年で果樹園の約42万 ha に対して、花木面積は成木園で4.1千 ha、苗木

園で 2.2 千 ha) その生産額においては、224 億円と、未だ一そさい品目でいどに過ぎない³⁾。もっとも、この数字は、全国都道府県からの報告によるもので、未報告県が数県あることと、県にしても、その面積、生産額を的確に把握しているかどうかは疑わしい。と云うのは、以下後述する様に、花木の中には、値があってない様な、1 部の庭園樹や盆栽類も含まれるし、枝物は、切花と共に生花市場で取り引きされるので、出荷額から生産額も推量されようが、植木類や造園樹木等のうちで、圃場取り引きや造園材料としての卸し売りされたものは、そのまま生産額として上らないと推察される。前述した園芸局の「46 花卉資料第 1 号」でも、「昭和 45 年度調査から (1) 新規に追加した調査項目、ア、花木類の生産状況等 (作付面積、生産数量、生産額、栽培農家戸数)」として、はじめて、花木の全国的調査資料を追加している。それより前、昭和 43 年度には「庭園樹の生産・流通状況」の調査がなされており、近畿農政局では、44 年 8 月に、報告が出ている⁴⁾。また、全国主要生産額の植木については、松田氏の推測によれば⁵⁾、220 億～250 億となっており、未報告県の生産額を無視するとしても、250 億は下らないのではないだろうか。また、年次別に見た生産の増大については、松田氏の推測と太田氏のもの (花木のうち枝物についてのみ)⁶⁾ があるが、大消費地の一つである大阪市については、大西氏の調査によるもので⁷⁾、大阪市 8 市場で流通する花木の状況を示すと、第 1 表のとおりである。昭和 39 年から 43 年へかけて約 2 倍の入荷額を示している。じらい、生花市場で扱われるものが、花卉類の中の枝物であり、植木類、苗木類は、植木市場で扱われるとしても、大阪市の調査では、花木として扱われている。そもそも花木という名称は「使用する目的によって『枝物』となったり『庭木』になったり」するもので、「花木が『枝物・庭木』と同じ意味に用いることがある」として「花木栽培」に「枝物・庭木栽培」を含めている点⁸⁾ からしても、また前述の農林省の統計で、庭園樹と云い、花木と云っている点からしても極めて多岐に使用されている。

第 1 表 8 市場 入 荷 額

(千円)

	花 木	切 花	鉢 物	合 計
昭和 39 年	178,965	1,051,686	438	1,231,089
40	173,708	1,404,550	27,782	1,606,040
41	289,516	1,860,734	31,186	2,178,025
42	338,795	2,278,614	31,119	2,048,528
43	382,450	2,494,222	18,055	2,894,728
44 (1 月～6 月)	(1,99,231)	(1,453,182)	(11,086)	(1,663,499)
43/39 (%)	214	237	—	235

注 1 大阪市経済局：大阪市における生花市場流通実態調査報告：昭和 45 年 3 月 p. 17 より

2 鉢物については報告浅れ等が推察されるので、伸び率を示さない。

この点を明確化するには、花木の生産過程を次の様に規定しておく。即ち「樹木からの生産物、云いかえれば固定資産としての樹体資本は、固定供用財として、それより年々流動結果財としての生産物を得る過程」と見る枝物生産と、「流動供用財および、固定供用財としての種苗、ないしは苗木、中木類を年々育成・増殖して、その結果財としての植木資産を形成した生産物」とする庭園樹等、根もの類との相異を明らかにすることであろう。前者は、切り枝又は枝物として、生花と同様の流通市場にのるものであるが、後者は、植木・苗木類の様に、種々の繁殖法による自家製のものもあれば苗木・中木として購入育成する庭園樹・盆栽の如きものもある。以下これらの生産費と生産構造を明らかにすることによって生産物の評価に論及することとする。

- 2) 東京都農業試験場：『東京都家庭の草花類消費調査資料——生産と消費拡大のために——』昭和44.7
- 3) 農林省蚕糸園芸局：『昭和45年花き類の生産状況等調査』（切花類、鉢もの類、花木類、花き球根類）昭和46.6
- 4) 上村恵一：『淀川右岸地域農村の変貌、その実態と方向——緑地化と花木生産——』『淀川開発基本調査報告』p. 41～42 昭和45.3
- 5) 松田藤四郎：『緑化樹木の生産と流通』p. 8 昭和46.11
- 6) 太田 弘：『花き流通——その経済分析と展望——』p. 17 昭和45.6
- 7) 大阪市経済局：『大阪市における生花市場流通実態調査報告』p. 17 昭和45.3
- 8) 小杉清編：『枝物・庭木』p. 3 昭和44.2

3 花木の生産費——成園費考

花木の生産費を求めるねらいは、その生産構造からその投入費用を決定し、評価の基礎にしようとする。さきに述べた様に、花木は枝物・庭木を含めて木本性植物、即ち永年性作物であるので、その点では、果樹に似ている。果実生産物は、母樹である樹体資本の年々の産物である様に、枝物もまた、樹体資本である母樹の年々伸長枝を切り取って、その花、葉、芽を観賞対象とする「切枝生産物」で、年々の樹体資本の用役と年々の投入費用によって産出されるものである。したがって、枝物という生産物の生産費および評価の問題と、樹体資本である母樹およびその成木園の「成園形成費および成園評価」の問題とに分れる。花島氏は「元来不動産の評価は、夫々の目的により其方法及結果が異なる」と指摘し、果樹園の評価については「果樹園を組成する土地と果樹との各体を個々に評価し、其集計を求むる法と果樹園を一体として評価する法」⁹⁾の二つを示している。ところが、果樹園については、園はそのままにして、樹体の一本を売買する為に評価することは、現実的でない。果樹経営は、長期的永続生産経営であって、開園、樹体育成、果実生産が連続的であり、一旦開園されれば、更新補植という形で永続経営体となる。ただ樹体の増殖・償却の評価については、農業会計側面からの重要課題であって、樹体計算について、亀谷氏の理論展開がある¹⁰⁾。ところが、花木については、個々の樹

体計算をするか、少なくとも、土地と分離して計算しなければならぬ場合も少なくない。それは、育成・増殖中の樹体はもちろんのこと、成木としての母樹が償却資産として評価されながらも、庭園樹として売買されるとか、園地の一部が、土地と共に公共用地（道路・学校等の敷地）として売却される場合である。この母樹については、購買者の強い需要から売手側の価格で売買されようし、収用の場合には、強制的収用に伴う補償が行われよう。しかし補償の場合には、果樹と花木の経済的・技術的特性の違いから、花木については、移転補償が多い。この点について華山氏は「水没する土地の上にある立木、立竹、立毛等の用材樹、薪炭樹については伐採に伴う損失補償が支払われる。……果樹については移転に要する実費と減収分が補償される場合と年間収益に残存する効用年数を乗じた額が補償される場合とがある。観賞樹については、移転に要する実費が補償される場合が多い¹¹⁾」すなわち、花木のばあいには、移転可能のことが多いことと、観賞用効用の貨幣額算定が困難なことから、このような補償方法をとる。育成・増殖中の立木については、その樹体の育成費用価による評価方法をとらないで、その搬出費用補償をとり、その販売市価を以て現在価として評価される立場をとる。しかし、用役期の果樹については、園地と併せて収益補償をとる。

ところが、果実生産費においては、その母樹である果樹の樹体としての資産評価が重要となる。同じ様に花木生産費においても、産物が切り枝であるばあい、母樹の樹体資本としての資産形成過程が、資産評価上重要となる。しかも、花木の場合は、果樹に比して短い期間即ち幼令・若令期間においても、樹体個々についての取引が行われる点では、その時期の費用計算と評価が重要となろう。果樹についても、樹体個々の評価については、とくに若令期については、その費用総額をもってその価値とすることで、アエレーボ¹²⁾が次の様に述べている。「果樹は、まさに役馬のごときもので、彼はただ費用だけをもとめる若令期を経過しなければならぬ。それから収益の方が費用より少い時期があり、次いで十分に収益をあげる時代を経て最後には、収益が急激に低下して枯死して果てる時期がある。若令期の時期では、それが発生さす費用によって、その価値が測られねばならぬ。なぜなら、どんなことでその価値を減らし消滅させることがおころうとも、その費用が経営目的に合はないものでない限りは、その価値によってその費用が償われねばならぬからである」。そしてその費目として、苗木の購入費、定植費、施設および管理の費用があげられている。

この様に、果樹の若令期間に近い期間を花木も過す。その限りでは、育成費用価で評価することになる。けれども、果樹が、生産物を生産し収益をあげてゆくことによって、成木期には、その収益差し引き後の費用の年年の累積額によって評価されるけれども、花木では成木期に達する迄に、短い期間で、即ち幼木ないし中木類段階でも評価を必要とする場合が多い。そして、現実には、それが費用価以上の価格で売買されることである。たとえば建築などに見られる「出来栄え」をどう評価の中に価値付けるかと云うことと同様である。細河のある園芸農家は、

つつじの2年生苗を水田に植え、7～8月頃の農閑期を利用して「竹や針金で曲をつけていきます。2年位すると、手を加えなかった方は、一般規格物として、尺5で上250円、中100～200円で売られるのに対し、曲をつけたものは、卸値で600～8,000円となります」と語っている。この場合、規格品は植木市場で売買される取引価格で評価しうが、曲をつけたものは、多くの場合、生産者自ら値をつけ（過去の経験から）庭先きで売る。この様な価格差は、売買価格と費用価格との差ではない。これは、買い手を納得させる出来栄えを具えた売り手側の主観的評価による価値額であって、高度な技術を伴った自家労働の評価を要素とせねばならぬであろう。育成過程の苗木類、中木類の評価は、以上の様に育成原価による評価又は売買市価にもとづく評価によることは、伐採期に近い林木の評価に成品価の市価より逆算して評価する¹⁰⁾のと軌を一にしよう。この様な、育成原価を形成する費用は、苗木費、肥料、農薬等物財費と労働費が、直接の目的費用であり、地代、資本利子を含めた総費用である。

さて、この様な、育成・増殖過程を経て成木に達したものを「母樹」として、その用役資産より、切り枝を生産するならば、「枝物」の生産費中には、樹体の減価償却費が算入されねばならぬ。茶樹が茶葉を、桑樹が桑葉を、三桠がみつまたを生産する様に。したがって「切枝についての生産費と、その切枝を生産する母樹の育成費—その育成原価」とに分けて、経済計算することによって、切枝生産費中に、樹体資産の減価償却費を、一般には「成園費」という費目で算入することが明らかとなる。それは、切り枝なる生産物の直接的生産費用と樹体資産からの価値移転額を費用として合算することで、はじめて、生産物の実現価値額即ち収益が、その年度費用および累積費用の1部とに対応することになるからである。そこで、さらに、「枝物生産費」と「成園費」について、切り枝生産地の引佐町（静岡県）の事例をもとに、考察を進めることとする。

9) 花島得二：『不動産評価の理論と実際』（第2巻）p. 77～78 昭和13.6

10) 亀谷 昶：「果樹計算論—その1：樹体に関する期間決定問題」p. 61～69『農業計算学研究』第2号 昭和43.2

11) 華山 謙：『補償の理論と現実』p. 74 昭和44.10

12) F. Aereboe: Beurteilung von Landgütern und Grundstücken. S. 49. 50. 1928

13) 大槻正男：『改著農業簿記』4版 p. 45～51 昭和41.9

4 引佐町における花木の生産費と成園費

花木についての生産費については、通常、花木の経営収支等の事例は多いが、花木なる生産物単位の原価計算例はない。すでに、松田氏の指摘している様に¹⁴⁾「植木の生産費に関する組織的原価計算制度的な継続調査と、それに伴う収益性の検討は、いずれの機関からも等閑視され、その実態は詳らかでない」。ここで、松田氏は「植木」という根物類を指しているが、「枝物」なる花木もまた同様である。植木・庭園樹等の根もの類も、枝物という切り枝も、いずれ

も木本性植物の生産物であるが、最終生産物形態が異なるので（一方は母樹から切りとられた枝が商品で切り花と同様に生花市場にて売買されるが、他方は永年性植物の樹体それ自体で植木市場その他種々なる流通経路をもつ）分けて考察するが、引佐町は、主として「枝物」の産地である¹⁵⁾。したがって、母樹の生産・育成は「成園形成費」とし、母樹よりの切枝については「生産費」とここでは呼ぶことにする。

さて、枝物には、「種苗費」項目がない。この点切り花とは異なる。切り花は、種苗を、生育管護の後、根を切って出荷される。根付きのものは「根もの・鉢物」として別になる。枝物の生産形態は、原則的には「母樹」から、枝・幹等が切り取られ、園地には母樹が残る。ここで、「原則的」としたのは、二つの異なったばあいがある。枝物生産地引佐町で見られる様に、一つは山から（自己所有でない山林でもよい）枝を採集して来て、これを、水揚げ、温醸、光線管理、芽出し等の加工過程を経て芽や、蕾を揃えて、枝を結束し、梱包して出荷するものがある¹⁶⁾。これは自家経営の中に母樹栽培経営を持たない枝物生産である（この点、植木の生産においても「山どり」促成法があるので、後述する）。いま一つは、孔雀ひばなどの如く、母樹それ自体を切り取るもので、根株は残るが、それを生産の用に供するよりは、挿木等で苗木を育成した方が早い場合である。

しかし、一応、「母樹」より枝を切り取る枝物生産形態を考える。すると、その生産物は、桑葉や果実と同様で、母樹については、成木迄、育成原価計算をする。その育成には、果樹より短期間であるとしても「生育の早いユキヤナギやコデマリ、エニシダでも2～3年、センリョウで5年、ツツジ類では7～8年かからないと、枝物として出荷出来る大きさにならない¹⁷⁾」と云われている。そこで、枝物生産は

母樹生産（成園形成費）と切り枝生産（生産費）

の二項目から構成される。と云っても、母樹生産費用が、そのまま切り枝生産費の原価要素となるのではなく、その総費用累計額が、年度生産における生産物に配賦された年度の「減価償却費」として、原価要素となる。果実の場合には「成園費¹⁸⁾」として、「農林省農畜産業用固定資産評価基準」の成園評価額から計算した償却費が、果実生産費項目となっている。いま、引佐町を中心にした栽培基準による「花木成園費¹⁹⁾」を示すと第2表のようである。しかし、こ

第2表 花木の主なる費用項目と額（10a 当り）

	肥料費	農薬費	資材費	暖房費	成園費
洋 木（6種）	2,000	800	1,000	—	5,950
和 木（11種）	3,000	1,200	1,000	—	4,477
促成花木（5種）	5,000	2,400	2,600	9,500	6,896

注 昭和43年度 栽培標準

れは、主なる費用項目であって、後述する様に厳密なる意味での樹体償却費ではない。概算であるし、生産費調査でないで、花木生産費のうちの主なる支出費用項目にすぎない。家族労働費については、生産労働と出荷労働が、明別されてない。出荷労働は、実は、輸送費および輸送資材費とともに枝物生産における価格形成の重要要素となるが、生産原価には入らない。したがって、粗生産額は10a当り10~20万円に対し、その生産費用は僅少であり、また費用の中では、表に見るように成園費が大きい。花木生産経営の要点は、優秀なる母樹育成と、出荷労働および輸送手段にあるということである。これは、経営管理の側面から別途に論じることとしたい。成園費の重要性について、生産費調査の行われている果実、工芸作物についてみると、第3表の様に、かなりの率を示している。とくに、みつまたのごときは、第1次生産費の4分の1、労働費控除後では43%におよんでいる。花木のばあいも、樹体の枝・幹を切り取るので、その生産費中に占める割合は、これを下らないのではなからうか。

こう考えると、母樹の育成原価が問題であり、また重要である。そこで、花木の樹体自体の「成園形成費」についてみよう。これは成木としての用役期に入る迄の増殖過程の費用の累積額（それぞれの年度の収益を控除後の純費用）である点は、桑や果樹と同様である。すなわち、初年度では「種苗費」が大きく、またその成果の良否を左右する要素をなす。ことに庭園樹や盆栽のごときものは、その高価格の要因に、その種苗の品種がある。そこで、特産地より種苗を導入したり、原産地より原種苗を入れて自家で採苗・増殖したりなどする。と云うのは、花木の繁殖法としては、実生、挿木、接木、取木、株分けと種々あり、かなり容易にして安価に採苗自給することが出来、そのことが、花木生産を容易に経営に取り入れ、また収益性の高い生産部門とする原因ともなる。

細河のある農家は、つつじの珍品種で、1株8千円~5万円のものを関東方面より導入し、1カ年の育成後に、数本を採苗しミストで育成して自家苗としているし、また松の盆栽作り農家は、年に数度徳島、香川に出張して、苗木を買付け導入している。後者の場合「種苗費」は、

第3表 第1次生産費中に占める成園費の割合（47次農林統計と繭生産費調査）

	(1) 第1次生産費	(2) 労働費控除 生産費	(3) 成園費	比 (3)/(1)	率 (3)/(2)	備 考
	円	円	円	%	%	
温州全農家	3,601	1,920	420	11.7	21.9	100 kg 当
りんご全農家	3,314	1,782	286	8.6	16.0	〃
う め	4,438	1,859	350	7.8	18.8	〃
みつまた	7,625	4,595	1,983	26.0	43.2	30 kg 当
茶（緑茶）	652	327	32	4.9	9.8	10 kg 当
栽 桑	25,611	15,584	4,353	17.0	37.6	10 a 当

買付け価額と輸送費および買い付け出張諸経費、即ち庭先着の価額と苗購入にかかる諸経費が、種苗の負担費用である。しかし、前者のような場合、問題がある。1種苗5万円の原種苗を、そのままその年の種苗費として損益計算する方法と、原種苗を償却資産として、数ヶ年にわたって費用を配賦し、採苗本数に負担せしめる方法とがある。この様な、珍・奇品種は、数ヶ年後には、陳腐化して、著しく価値を減ずるから、たとえ永年性植物で、母樹として、成木迄に8カ年（前記小杉氏の説、ただし、引佐の事例では5年で、耐用年数20年）それから10数年経済寿命を持つとしても、その様な償却方法は出来ない。仮りに2～3年の償却資産として、その採苗数に費用を負担せしめ、あとの採苗数及び原種苗は、時価で再評価してはどうであろうか。とすれば、種苗費は法外に高くはならぬであろう。

さて、種苗購入額をきそにし、また自家採苗については評価額をもって「種苗費」を決定すれば、他の費目は、果樹等と同様に、その育成に要した費用額の年々累計額でもって母樹の生産費、すなわちここでは、成園形成費が得られる。引佐町中心の栽培花木について、標準的な試算をされたものが第4表である。これは、種苗費は、時価評価と見られるし、他の費目も概算にすぎない。

なお、この成園形成費から償却年数で分賦して、前述の成園費が算定されているが、母樹の経済樹令の決定や償却年数の決定にはなお多くの調査事例から検討されねばならず、これは一事例にすぎない。すでに、永年性作物の育成原価については、昭和36年の調査になる「永年性作物標準育成価調査²⁰⁾」があって植物資産の標準評価額が示されているが、花木はない。うめ、ももは枝物の母樹とはなりうるが、果実生産を目的としたものであるから、成木の時期が異なるから使用に耐えない。したがって、花木の、枝物類苗木類の両者について成園資産の評価標準を早急に示す要があろう。

最後に、「促成花木」の種苗に関する「山どり」の問題にふれておこう。枝物のばあいには、

第4表 花木成園形成費概算表 10a当り（単位円）

	(A) 種 苗 費	1カ年当 り肥料費	農 業 費	資 材 費	(B) 計	生育所 要年数	(C) 1カ年 労働費	(D) 成園形成 費 総 計
洋木系 A	2,160	1,900	960	300	3,160	1年	12,000	17,320
洋木系 E	23,400	820	933	2,500	4,253	3年	14,400	79,359
和木系 K	48,000	3,700	2,345	2,500	8,545	1年	16,000	72,545
和木系 H	18,000	2,700	393	2,500	5,593	4年	16,000	104,372
促成花木 T	48,000	2,300	1,646	2,500	6,446	5年	21,600	188,230
促成花木 Y	43,200	2,260	1,764	2,500	6,524	2年	16,800	89,848

この概算は 1カ年経費×年数 および 労働費×年数 の合計に種苗費を加えたもの。
前掲書小杉編の船越氏執筆分の原資料による。

山からの採苗であるが、単に加工するにすぎない。ところが、植木類の育成について「原木を山からとる²¹⁾」山どり法によれば、経営内に導入する時点では種苗に相当する。したがって、経営内に移動定植する迄の、労働費、材料費、輸送費はこれを一括して種苗費として取り扱う。山添村（奈良県）の例では、入山料として1本200円を支払うというから、これも種苗費の1部となしうる。そこで山どりの植木類については、種苗費を決定し、以降数年に亘る費用が育成原価の費用となりうるが、枝物には、母樹があって、その用役と費用結合によって枝を生産する。それは償却資産である。しかし、山どりの枝物に限って、切り花と同様に、採取枝を得るに要した労働・諸雑費を評価して「種苗費」とすることも不可能ではなからう。

- 14) 松田藤四郎：『前掲書』p. 178
- 15) 引佐町は昭和36年度計画指定、41年度実施地域
- 16) 促成法の一つ、小杉編『前掲書』p. 5 では穴ぐら促成法を示されているが、引佐町ではビニールハウス又は小型温室、ウメ、モモ、ツバキ、サクラ等
- 17) 小杉 清編：『前掲書』p. 6
- 18) 農林省農林経済局統計調査部：『昭和44年産野菜、果実生産費』p. 8 昭和46.3
- 19) 小杉清編『前掲書』p. 344 の船越桂市氏執筆の原資料を船越氏の好意により得られて「暖房費」を追加
- 20) 農林省農林経済局統計調査部：『永年性作物標準育成価調査』昭和38.8
- 21) 石崎厚美：『造園木の速成栽培』p. 154～157 昭和45.3

5 む す び

花木を、樹体資産から生み出される「枝物」生産物として、その生産費を明らかにし、その生産原価の重要構成要素に、成園費という樹体の減価償却費を示した。ところが、花木は他方において、苗木類、庭木（植木）など「根物」の植物、すなわち永年性作物であり、その植物資産は、種苗費をもとに、育成原価によって資産評価をしなければならぬ。けれども、それは、成木となって切り枝を生産し、償却資産として減価償却額が費用として切り枝生産の収益と対応する迄に、苗木、中木の段階でも販売されるものが多く、また観賞用として、庭園樹や盆栽などは、値があつてない骨董品的価格で売買されるものもあり、花木といえども、多岐にわたる生産物であることを示した。しかし、花木の育成原価要素も、切り枝についての生産原価要素も、さらには母樹の耐用年数にしても、充分確立しうる資料はなく、早急に生産費計算制度が確立されねばならない。

なお、花木生産では、それが「枝物」にしても、根つきの「庭木」にしても、いずれも出荷労働費、出荷資材費、輸送費や輸送方法²²⁾が、価格形成に重要な役割を果すのであって、今日なお、生産原価による価格形成要因は、必ずしも大きくはない。ことに、切枝は、切花と同様に、その鮮度と大量輸送と大量取引きの為の規格化が重要であるのに対し、根つきの苗木類・

上村恵一：花木生産費論

植木類では、土その他の付属物を輸送せねばならず、個別化に特色を持つものも多く、それが輸送の過程で、枯死して全商品価値を失うものもあり、高価なもの程、植え付け、活着迄も含めた価格となりうるなど、その価格形成はまた複雑である。けれども、樹体と生産物とに分け、育成原価と生産原価に分けて、花木の生産費を論ずることで、花木の経済計算上の問題点を提示しえたと考える。

21) 静岡県農林総務課，静岡県引佐町：『花木類の包装ならびに輸送改善』昭和44.12